

学校いじめ防止基本方針

岩手県立久慈東高等学校

I いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、全ての教職員がいじめの未然予防と解決に取り組まなければならない。あわせて、いじめを含め、生徒の様々な問題行動等への対応については、保護者や関係機関との連携を図りながら、問題を抱える生徒一人ひとりに応じた支援や指導を組織的に進めていく必要がある。

また、生徒に対しては、いじめは許されない行為であることを十分に理解させ、個々の生徒及び生徒集団が、いじめを行わない・いじめを許容しないという意識を形成できるように指導する必要がある。さらに、生徒が互いに尊重しあい、安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことで充実感が得られるよう、生徒理解に努めながら生徒指導の充実を図ることが重要である。

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本的認識

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであると認識する。
- (2) いじめは人権侵害であり、被害者のみならず加害者や周囲の人の心に大きな傷を残すことになるため、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (3) いじめの問題の多くは、人間関係のもつれに起因しているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (4) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる場合が多いことを認識する。
- (5) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、不適切な認識や言動はいじめを助長したり深刻化させたりすることがある。
- (6) いじめの予防や問題解決は、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。
- (7) いじめには多様な態様があり、その行為の態様によっては暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがあり、不法行為として刑事罰を受け、損害賠償責任が生じることもあり得る。
- (8) 暴力を伴わないいじめであっても暴力を伴ういじめと同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得ることや、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するようないじめもあることに留意する。

Ⅱ いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、集団の規律性を確保して安全・安心な学校生活の保障に努める。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる教育活動を推進する。
- (3) 学習活動において、生徒に基礎基本を定着させるとともに、達成感・成就感をもたせられるように心がける。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、お互いの人格を尊重し合える人間関係を構築できるよう、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことから、決して許されない行為であることの理解を深めさせる。
- (6) どのような行為がいじめに該当するのか具体的に列挙して目に付く場所に掲示するなど、いじめ防止に関する啓発活動を行うとともに、生徒が主体的・積極的にいじめの問題について考える活動等を支援する。
- (7) いじめの「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在と、周辺でいじめを「傍観」して暗黙の了解を与えている存在にも注意を払いながら、生徒の所属集団の構造上の問題点（無秩序や閉塞性等）の解消を図り、集団全体にいじめを許容しない雰囲気と規範意識を醸成する。
- (8) いじめを認識したら放置せずに適切な行動ができるように指導するとともに、その行動が当然の行為として認められるように生徒の所属集団を指導する。
- (9) いじめを含め個々の生徒が抱える問題について教職員間で情報共有を図るとともに、スクールカウンセラー、相談員、支援員等を積極的に活用して相談に当たる。
- (10) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に対する生徒の自主的な活動への支援を行う。

2 生徒に培う力とその取り組み

- (1) 自他共にかげがえのない命を与えられ、社会の中で生きていることを理解し、相互に尊重しあう思いやりの心を育むとともに、他者との絆づくりの活動を促す。
- (2) 学級活動や生徒会活動等の場を活用して、生徒自身がいじめの問題解決に向けてどう関わったらよいか考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) いじめの問題等を話し合いにより解決する活動を通して、意見の相違や多様性を越えて合意形成するコミュニケーション能力を高め、望ましい対人関係を構築できる社会性を培う。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、生徒一人ひとりがセルフケアやストレスマネジメントについて理解を深め、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (5) 自己の言動が他者にどのような影響を与えるのか判断し、適切な言動ができる思考力を養う。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめ防止に関する取り組みを実効的に行う中核組織として「いじめ問題対策委員会」を設置し、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、教育相談課主任、養護教諭、スクールカウンセラー、当該HR正担任とする。外部専門家の参画については、可能な範囲とする。

(2) 取り組み内容

①企画・立案・検証

ア 学校いじめ防止基本方針の策定と指導計画（道徳教育の全体計画）の作成。

イ 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組み。

ウ いじめ防止等に係る校内研修の企画。

エ P D C Aサイクルによる学校いじめ防止基本方針や指導計画の点検と見直し。

②未然防止・早期発見・事案対処

ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりと生徒の主体的な活動の支援。

イ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。

ウ いじめを含む生徒の問題行動等に係る情報の収集と組織的な対応。

エ いじめに関する情報があった場合の調査（アンケート・聴き取り）による事実関係の把握と
いじめであるか否かの判断。

オ いじめの被害生徒及び加害生徒への対応方針の決定と指導体制の編制。

カ いじめの被害生徒及び加害生徒の保護者への対応と連携。

③情報共有

ア 当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

イ 情報共有の手順及び共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定め、教職員に周知する。

④学校いじめ対策組織の周知

ア いじめ問題対策委員会の自らの存在と活動内容を、生徒・保護者・関係機関・地域に周知する取り組みを実施する。

イ いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適正に解決する相談・通報の窓口であると、生徒から認識されるように努める。

(3) 開催時期

平常時は、いじめアンケート実施後に定期開催する。いじめ事案の発生時は緊急開催とし、事態の収束まで随時開催する。

4 生徒の主体的な取り組み

生徒によるいじめの未然防止の取り組みとして、主体的にいじめの問題について考え、議論する活動等に取り組む。

(1) 生徒会による「いじめ撲滅」や「STOPいじめ作戦」等の取り組み。

(2) いじめ防止標語・ポスターの作成。

(3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や学級活動等の取り組み。

(4) 人権啓発・いじめ撲滅等の各種イベントへの参加。

5 家庭・地域との連携等

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針を入学時や各年度の開始時に生徒・保護者・関係機関等に説明する。
- (3) P T Aの各種会議において、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (4) いじめ防止等の取り組みについて、生徒課通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。また、子どもの変化に気づいてもらうための資料等を配布する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を指導計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の共通理解と資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会を年2回実施する。
 - ①法や基本方針の理解等について (4月)
 - ②いじめ事案への対処法等について (6月)
- (2) いじめの問題に対する取り組みについての検証と自己診断。

〈いじめの態様〉

- ① 自分が嫌だと思っている身体の特徴や性格的なことを言われた。
- ② ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりした。
- ④ 仲間はずれ、集団による無視をされた。
- ⑤ 冷やかし、からかい、悪口や陰口を言われた。
- ⑥ 金品をかくされたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。
- ⑦ 金品をたかられた。(例：お金を貸したが、返されていない。)
- ⑧ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。
(パンを買いに行かされた)
- ⑨ 生命又は身の安全がおびやかされるような重大な事態があった。
- ⑩ 仲直りはしたが、嫌な思いをしたことがあった。
- ⑪ パソコンや携帯電話等で、誹謗や中傷をされた。
- ⑫ 参加しているLINE等のグループから勝手に退会させられた。
- ⑬ SNS上で自分を悪く言う書き込みをされた。
- ⑭ SNS上で、1対1で攻撃されたり、複数から攻撃された。
- ⑮ SNS上で他人になりすまされ、書き込みをされた。
- ⑯ ネット上に無断で写真をアップされた。
- ⑰ 自分の行動をでっち上げられ、いいふらされた。
- ⑱ 返信しなかった相手から無視された。
- ⑲ 部活動や学校の活動で、善意で励まされたが、もう自分はこれ以上やれないくらい頑張っているのにという嫌な気持ちになった。

等

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) 教職員は、生徒がいじめや人間関係のトラブルを相談しやすいよう、日頃から生徒との信頼関係の構築に留意する。さらに、生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。
- (2) 教職員は、生徒の訴えやささいな兆候や懸念を抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て校内の組織や関係者に報告・相談する。
- (3) 早期発見はいじめへの迅速な対応の前提となることから、日常の観察において、生徒の表情や行動の変化を見逃さないように留意する。また、生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。
- (4) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で遊びやふざけあいを装って行われるため、大人が気付かなく判断しにくいことがある。よって、授業中や休み時間及び、放課後の部活動等においても生徒の様子に目を配るように努める必要がある。
- (5) 特定の間人間関係の中に上下関係がある場合、いじめを受けている生徒がいじめを否定することがあるので注意する。
- (6) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行うとともに、必要に応じて保護者の協力を得て対応に当たる。
- (7) 教職員間で密に情報交換をしながらいじめの発見に努める。また、地域や関係機関との連携を深めるとともに生徒に関わる情報交換を行う。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、アンケート調査等により情報収集を行う。あわせて、スクールカウンセラーによる教育相談を行うなど、いじめを訴えやすい体制を整える。

なお、生徒に対するアンケート調査を実施する際に、生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取り組みの改善につなげる。

- (1) 生徒を対象としたいじめアンケート調査 年4回実施（6月、9月、11月、2月）
- (2) 教育相談による生徒からの聞き取り調査 随時

3 いじめ等の相談窓口

いじめを受けている生徒が教職員や保護者に相談することや、いじめを認識した生徒が教職員等に報告することは、多大の勇気を要する行為である。いじめを大人に打ちあけることで、場合によっては、いじめがエスカレートし、いじめを報告した生徒がいじめの対象になる可能性がある。このことを十分に認識して、その対応について細心の注意を払わなければならない。また、いじめの相談を受けた場合やいじめの兆候を発見したときは、必ず関係する教職員が情報を共有し、迅速な対応を行う。

4 家庭や地域との連携について

P T A総会や三者面談等において学校の取り組みを説明し、保護者の理解と協力を得ながらいじめの予防と早期発見に努める。さらに、生徒の規範意識を養うための指導を適切に行うことができるように情報提供をしながら家庭の協力を求める。

また、学校ホームページ等を活用し、学校評議員や地域社会にいじめ防止の取り組みを紹介して理解と協力を求める。

〈本校及び関係機関におけるいじめ等の相談窓口〉

- ◆ 日常のいじめ相談（生徒および保護者） 全教職員が対応
- ◆ スクールカウンセラーの活用 教育相談課・養護教諭
- ◆ 地域からのいじめ相談窓口 副校長
- ◆ インターネットを通じて行われるいじめ相談 . . . 学校または久慈警察署
- ※ 市町村設置の相談窓口 久慈市少年センター 0194-52-2111
- ※ 24時間いじめ相談電話（県教委） 019-623-7830（24時間対応）
- ※ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

IV いじめの事案への対処

1 いじめの事案への対処のあり方

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を確認する。
- (2) いじめ、あるいはいじめの疑いの情報を得た場合には、速やかにいじめ問題対策委員会に報告するとともに、いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を図る。
- (3) 報告された行為がいじめに当たるかどうかの判断や事案への対処方針は、いじめを受けた生徒の被害感情に配慮しながら詳細を確認した上で、いじめ問題対策委員会が決定する。
- (4) いじめ問題対策委員会が中心となり、関係者からの情報収集を綿密に行い、客観的な事実関係を把握してその内容を記録するとともに情報の共有化を図る。
- (5) いじめ問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、生徒の社会性の向上や人権意識の高揚といった成長支援に重きを置いた指導を行う。
- (6) 全ての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。また、事案により関係機関（岩手県教育委員会・警察・児童相談所・医療機関・法務局等）と連携して対応にあたる。
- (7) いじめを行っている生徒には、事実関係を確認し自分の行為の責任を自覚させ、その悪質性を理解させるなど、毅然とした態度で指導にあたり、いじめの解消と再発防止を図る。

2 いじめの事案への対応方針

- (1) いじめの事実について、生徒指導や教育相談の範疇で対応する事案であるか、法で規定する重大事態であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (2) いじめにより生徒の生命・身体又は財産に重大な損害が生じる場合や、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的配慮と被害者の意向への配慮の上、岩手県教育委員会及び久慈警察署と連携して対処する。
- (3) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、いじめを行った生徒に懲戒を加える。

3 生徒及び保護者対応

- (1) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校に説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等に留意する。
- (2) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- (3) いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者の同意を得ながら、一定期間、別室等で学習する措置を講じる。
- (4) いじめた生徒の保護者に指導内容を説明し、指導の経過報告をするとともに家庭での様子を確認し、今後の指導に生かす。加えて、当該生徒が抱える問題を解決するための方針を定め、学習支援やその他必要な指導・助言を行う。

4 集団へのはたらきかけ

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) いじめをとめることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (3) いじめ行為をはやし立てるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- (4) 学級等の集団の中で、いじめは絶対に許されない行為として当該集団から根絶しようという意識を醸成できるような活動を促す。
- (5) 生徒が集団の一員として、互いを尊重して認め合う集団づくりを進められるよう、教職員が連携して支援する。

5 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット等を介して行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、いじめ問題対策委員会に報告し、組織的対応につなげる。
- (2) 被害の拡大が予測される場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、岩手県教育委員会や久慈警察署と連携して対処する。
- (3) 誹謗中傷の内容を書かれた生徒本人が認知していない事案でも、書き込みをした生徒を指導する。
- (4) 情報管理課や関係機関と連携して情報モラル教育や啓発活動を推進し、インターネット上のいじめも重大な人権侵害に当たることなどを理解させる。

6 いじめの解消の定義

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

また、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続する。そして、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察する。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。
 - ① 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。
 - ② いじめの被害の重大性によっては、いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。
 - ③ 教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でいじめに係る行為が止んでいるかどうか判断を行う。いじめに係る行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間を設定して状況を注視する。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ① いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
 - ② 被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは【いじめ防止対策推進法第28条】

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(自殺を企図、身体に重大な障害、精神性の疾患、金品に重大な被害。)
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とは不登校の定義(年間30日を目安)を踏まえることとするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。)

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに学校の設置者である岩手県教育委員会に報告する。
- (2) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、調査を行わないまま重大事態ではないと判断せず、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

3 重大事態の調査

- (1) 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- (2) いじめの疑いによる重大事態や自殺等が発生したときは、被害生徒や情報提供者を守ることを最優先にして調査を行う。
- (3) 学校が調査の主体となる場合は、学校の設置者である岩手県教育委員会の指導・支援のもと「いじめ問題対策委員会」が中心となり、全教職員体制で速やかに行う。その際、関係機関や専門家等の参画による「いじめ問題対策協議会」立ち上げ、調査の公平性・中立性を確保するとともに専門的な見地からの助言を受ける。
- (4) 学校の設置者である岩手県教育委員会が調査の主体となる場合は、設置者の指示のもと、資料の提出等、調査に協力する。
- (5) 調査に当たっては、被害生徒からの聴き取り及び他の生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。あわせて、保護者の要望や意見を十分に聴取し、今後の調査法について協議し、調査に着手する。
- (6) 重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係を、質問票の使用その他の適切な方法により明確にするための調査を行う。いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- (7) 客観的な事実関係を速やかに調査し、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同様の事態の発生防止をはかる。

4 調査結果の提供及び報告

- (1) いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を説明するとともに、その他の必要な情報の提供を行う。この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。
- (2) 調査結果については、岩手県教育委員会を通じて知事に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒、又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

5 留意事項

- (1) いじめが背景にあるか否かにかかわらず、生徒の自殺という事態が起こった場合の調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過の検証や事実関係を適切に調査し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら実施する。
- (2) 自殺の要因としていじめが疑われる場合、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」や「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を基に対応に当たる。
- (3) 重大事態が発生した場合には、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援や学習支援に努める。
- (4) 調査内容の報告については、個人情報保護法等に留意する。また、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。
- (5) 被害生徒・保護者が詳細な事案の公表を望まない場合であっても、可能な限り自らの対応を振り返り、検証する。
- (6) 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」を基に日常の中で自殺予防の対策を講じる。

〈調査に係る説明事項〉

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体（組織の構成、人選）
- ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④調査事項（いじめの事実関係、学校の対応等）
- ⑤調査対象（聞き取り等をする生徒・教職員の範囲）
- ⑥調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）
- ⑦調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供）

VI 学校評価

1 いじめ問題への対応と評価の基本的な考え

いじめの防止等の取り組みに係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。これにより、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか点検し、学校いじめ防止基本方針の見直しを行い、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。

(1) いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目とする。

- ①いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること。
- ②いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること。

(2) 以下の項目について随時に検証する。

- ①未然防止・早期発見・事案対処の取り組みについて。
- ②いじめアンケートの実行について。
- ③教育相談（個人面談・保護者面談）の実施について。
- ④校内研修の実施について。

2 いじめの防止に対するPDCAサイクル

計画の作成→実行→検証（評価）→計画の修正の手順により、学校いじめ防止基本方針に基づく計画や具体的な取り組みについて改善を図る。あわせて、個別のいじめ事案の対応について検証する。

VII その他

1 生徒とのふれあい

学校、学級内においていじめを許さない雰囲気をつくるとともに、生徒が教職員に相談しやすい環境を整えることに努め、信頼関係を築くことができるように配慮する。

2 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えることで校務の効率化を図る。

3 家庭や地域との連携等

いじめ防止等に関わる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開して理解を得るとともに、意見や要望を受けて、いじめ問題の未然防止に役立てる。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携して協働する体制を構築する。